

## 環境省所管独立行政法人の見直し当初案等整理表等

- 環境再生保全機構

見直し当初案整理表 ..... P. 1

主務省の政策体系における法人の事務事業の位置付けを示す資料 ... P. 25

前回の「勧告の方向性」のフォローアップ ..... P. 27



I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表（案）

法人名		独立行政法人環境再生保全機構			府省名	環境省	
沿革		昭和 40.10 公害防止事業団 → 平成 4.10 環境事業団 昭和 49.6 公害健康被害補償協会→昭和 63.3 公害健康被害補償予防協会 } 平成 16 年.4 独立行政法人環境再生保全機構					
中期目標期間		第 1 期：平成 16 年 4 月～20 年度（19 年見直し）			第 2 期：平成 21 年度～25 年度		
役員数及び職員数 (平成 25 年 1 月 1 日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		6 人（2 人）	5 人（1 人）	1 人（1 人）	143 人		17 人
年 度		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(要)
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	18,493	17,563	16,533	12,824	12,474	12,267
	特別会計	9,475	9,826	8,618	8,512	8,697	8,745
	計	27,968	27,389	25,151	21,336	21,171	21,012
	うち運営費交付金	2,114	1,990	1,929	1,781	1,505	1,723
	うち施設整備費等補助金	—	—	—	—	—	—
	うちその他の補助金等	25,854	25,399	23,222	19,555	19,666	19,289
	うち政府出資金	0	0	0	0	0	0
支出予算額の推移 (単位：百万円)		110,590	96,382	88,687	84,429	77,262	71,530
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移 (単位：百万円)		9,511	11,077	12,575	15,894		
発生要因		平成 24 年度の利益剰余金を例に取れば、以下の合計である。 ① 前中期目標期間繰越積立金〔前中期目標期間から繰越した公害健康被害予防業務（以下、予防業務。）の業務の財源及び自己収入で取得した償却資産の未償却残高並びに承継勘定における業務の財源及び未収財源措置予定額見合いの積立金の期末残高：7,697 百万円〕 ② 積立金〔通則法第 44 条第 1 項の積立金の期末残高であり、公健勘定における予防業務の収支差及び現中期目標期間に自己財源で取得した償却資産の未償却残高並びに承継勘定の収支差等：4,797 百万円〕 ③ 当期未処理利益〔承継勘定の収支差等：3,400 百万円〕					
見直し内容		現中期目標期間の最後の事業年度である平成 25 年度の決算整理を行った後、なお、積立金があるときは、次期中期目標期間繰越積立金として環境大臣に承認された金額（公健勘定における予防業務の財源及び承継勘定における業務の財源（借入金の償還財源）並びに自己収入で取得した償却資産の未償却残高等の現金を伴わない積立金。）を控除した残余の金額を国庫に納付する。					
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)		553	1,125	1,641	1,885		

行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)	18,826	14,226	14,359	14,378	(見込み)	24,778	(見込み)	24,527
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	—							
<b>中期目標の達成状況</b> <b>(業務運営の効率化に関する事項等)</b> (平成 24 年度実績)	<p>中期目標期間中は、総合評価及び個別事項（業務運営の効率化に関する事項）評価ともに、毎年度「A」評価であった。なお、具体的な達成状況等は以下の通り。</p> <p>(業務運営の効率化に関する事項)</p> <p>1 組織運営</p> <p>(1) 組織体制及び人員の合理化目標の明確化</p> <p>【目標】</p> <p>業務をより効率的及び合理的に実施する観点から、事務及び事業の見直しを踏まえた現行の管理部門等の組織体制並びに人員の合理化に向けた計画を中期計画等において具体的に記載し、その計画を着実に実行すること。</p> <p>【実績】</p> <p>組織体制及び人員の合理化について具体的に年度計画を策定し、課の編成（4 課削減）及び所掌事務の見直し、人員配置の合理化を図るとともに、課の再編による管理職の削減（4 名）を行いました。</p> <p>(2) 内部統制（コンプライアンス）の強化</p> <p>【目標】</p> <p>役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、コンプライアンスを実践するための手引き書である「コンプライアンス・マニュアル」等を速やかに策定し、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、内部統制の強化を図ること。</p> <p>また、第三者を含めた委員会等により、内部統制の運用状況等を確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施すること。</p> <p>【実績】</p> <p>コンプライアンス・マニュアル及び内部統制基本方針を作成し、研修を行うことで、職員のコンプライアンスに対する意識の向上を図るとともに、ガバナンスやリスク管理、情報セキュリティ体制の強化を図るなど各種の取り組みを行いました。</p> <p>また、平成 21 年度に外部有識者を含むコンプライアンス推進委員会を設置し、内部統制状況に関する確認等を行うとともに、監事による内部統制の状況の監査を受け、評価を得ました。</p>							

(3) 大阪支部の廃止

【目標】

大阪支部の事務については、業務運営の効率化を図る観点から、本部において実施することとし、大阪支部は、本中期目標期間中に廃止すること。

【実績】

大阪支部を平成 25 年 6 月末に廃止しました。

(4) 石綿健康被害救済業務に係る組織体制の見直し

【目標】

石綿による健康被害の救済に関する法律(平成 18 年法律第 4 号)に規定されている政府の見直しに併せ、石綿健康被害救済部を中心に組織全体を見直す。その際、石綿健康被害救済業務に増員が必要な場合は、機構全体の既存業務の合理化、見直し等により確保することとし、組織の肥大化を招くこととならないようにすること。

【実績】

組織体制の見直しに大きな影響を及ぼす可能性がある石綿健康被害救済制度の見直しについては、平成 23 年 6 月に開催された中央環境審議会において「石綿健康被害救済制度の在り方について(二次答申)」が取りまとめられ、環境大臣に対し答申がなされました。答申では、現行の石綿健康被害救済制度については、今後とも制度を取り巻く事情の変化を注視しつつも、当面は現行の基本的な考え方を維持していくこととするほかないとされているほか、運用の改善・強化や調査研究等の推進等の必要性が指摘されています。石綿健康被害救済制度の今後の動向を踏まえ、組織体制の見直しを継続的に実施することとしています。

なお、組織体制の見直しについては不断に行っているところであり、平成 24 年 5 月にも、救済制度と労災保険制度の併給調整に関する事務の効率化を図るため、異なる課で行われていた返還請求額の決定業務と返還請求の実施業務を一つの課で一元的に行うこととした所掌事務の見直しを行いました。

2 経費の効率化・削減

(1) 経費の効率化・削減

① 一般管理費

【目標】

一般管理費(人件費を除く。)について、本中期計画期間の最終年度において第一期中期目標の最終年度(平成

20年度)比で15%を上回る削減を行う。

**【実績】**

○平成24年度実績：▲12.6% (平成24年度中期計画：▲12.2%)

**② 業務経費**

**【目標】**

公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務、のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費(人件費を除く。)及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費(人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。)について、本中期計画期間の最終年度において第一期中期目標期間の最終年度(平成20年度)比で5%を上回る削減を各勘定で行う。

**【実績】**

【平成24年度中期計画】 各勘定 ▲3.9%

【平成24年度実績】

公健勘定 ▲12.1% 石綿勘定 ▲39.7% 基金勘定 ▲3.0% 承継勘定 ▲68.2%

(注)基金勘定には、特別助成金として、東日本大震災関連経費(45百万円)、リオ+20関連経費(54百万円)計98百万円を含んでおり、これを除くと▲15.7%となります。

**③ 人件費**

**【目標】**

人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づき、平成18年度以降の5年間における人員の5%削減を実施するとともに「経済財政運営と構造改革に関する方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づく取組を平成23年度まで継続する。

また、給与水準の見直しを行うとともに、こうした取組状況や給与水準の検証結果について公表する。

**【実績】**

人件費については中期計画に18年度以降の5年間における人員の5%削減を実施することを定め、5年後の23年度には18年度比7.1%削減しました。

平成 18 年度の対国家公務員指数（119.3）に対し、平成 23 年度までに対国家公務員指数を概ね 112 程度とし、地域差、学歴構成を勘案した指数は概ね 109 程度とする目標を達成するため、国家公務員の給与引下げ率を上回る率で減額を行うなどの対策を講じた結果、平成 24 年度の対国家公務員指数は 108.3、地域差、学歴構成を勘案した指数は 107.6 となり目標は達成しました。また、各年度国家公務員の給与水準を比較したラスパイレス指数を公表しました。引き続き給与水準の適正化に努めていくこととしています。

#### ④ その他

##### 【目標】

官民競争入札等の活用ができる業務を検証する観点から業務の見直しを速やかに実施する。

##### 【実績】

官民競争入札の観点から業務を見直した結果、平成 21 年より汚染負荷量賦課金徴収業務で一部事務委託を行っています。

## 2 随意契約の見直し

##### 【目標】

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。

- (1) 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。
- (2) 特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。  
また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。

##### 【実績】

- (1) 契約監視委員会の点検を踏まえて作成した「随意契約見直し計画」（平成 22 年 4 月策定）（以下、「見直し計画」という。）に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、原則として競争（企画競争・公募を含む。）に付しました。また、「見直し計画」に基づく取組状況を公表しました。
- (2) 企画競争等を行う場合には、ホームページにおいて、契約の発注見通しを公表し、毎月、最新の情報に更新することなどで、契約の存在周知を図るなど、競争性、透明性が確保される方法により実施しました。  
また、監事及び契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について厳正な事後チェック（随意契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」におけるフォローアップについて）により事前チェック）を受けました。

### 3 業務における環境配慮

#### 【目標】

業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、以下の取組を推進する。

- (1) 毎年度「環境報告書」を作成し、公表する。
- (2) 温室効果ガスについては、機構の温室効果ガス排出抑制等のため実行すべき措置についての実施計画（平成20年1月8日）に基づき、平成22～24年度において平成18年度比3%削減の達成に向け取り組む。

#### 【実績】

毎年度「環境報告書」を作成、公表しました。

環境配慮の実行計画や節電実行計画によりエネルギーの削減に努め、温室効果ガスについては、平成22～24年度において平成18年度比3%削減するとの目標を大幅に上回る削減を達成しました。



## Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

<b>法人名</b>	独立行政法人環境再生保全機構		<b>府省名</b>	環境省		
<b>事務及び事業名</b>	公害健康被害補償業務					
<b>事務及び事業の概要</b> (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	<p>公害健康被害補償制度は、汚染原因者の民事責任を踏まえた制度であり、本来的には原因者と被害者との間で損害賠償として処理されるものについて制度的解決を図るもので、本業務では、同制度に基づき、大気汚染原因者の大気汚染への寄与を勘案しつつ、全国の汚染原因者から補償に必要な費用（賦課金）の徴収を行い、国からの交付金と併せて、事業（補償業務）を実施する地方公共団体へ事業費を配分する業務等を行っている（環境省施策体系（別紙）の「7-1 健康被害の救済及び予防」に該当）。</p>					
<b>事務及び事業に係る予算額</b> (単位：百万円)		<b>22年度</b>	<b>23年度</b>	<b>24年度</b>	<b>25年度</b>	<b>26年度(要求)</b>
	<b>支出予算額</b>	52,203	49,868	48,106	46,692	45,626
	<b>国からの財政支出額</b>	10,125	9,642	9,205	8,882	8,728
<b>事務及び事業に係る職員数</b> (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	23人	23人	23人	22人	-
	非常勤	0人	1人	3人	2人	-
<b>事務及び事業の見直しに係る具体的措置</b> (又は見直しの方向性)	<p>第3期中期目標期間においても、引き続き、事務及び事業の運営の合理化・適正化等に努めつつ、補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、汚染負荷量賦課金徴収業務の委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応することにより、汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率99%以上を維持する。</p>					
<b>上記措置を講ずる理由</b>	<p>現在も約4万人もの公健法による認定患者が補償給付によって健康被害の回復及び生活の安定を図っているところであり、引き続き、公害健康被害補償制度に基づき、国の関与のもと関係者の理解を得ながら、上記措置を講じる必要があるため、平成26年度以降においても、環境再生保全機構において当該業務をこれまでと同様に実施するものである。</p> <p>なお、平成15年8月1日閣議決定の別紙「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しに係る基準」2に掲げる措置のうち、上記以外の事項については以下のとおりである。</p> <p>① 地方公共団体への事務及び事業の移管</p> <p>本法人は、大気汚染原因者の大気汚染への寄与を勘案しつつ、全国の汚染原因者から補償に必要な費用（賦課金）の徴収を行い、国からの交付金と併せて、事業（補償業務）を実施する地方公共団体へ事業費を配分する事業費の再配分機能を有している。賦課金の徴収規模と使用規模（補償規模）は同一地方公共団体内で一致するものではなく、そうした地方公共団体の区域を越えた補償給付業務を公平適切に行わなければならない。</p>					

	<p>仮に、本業務を各地方公共団体が実施した場合、権限が及ぶ範囲内の汚染原因者から、賦課金を徴収した上で、徴収した賦課金を地方公共団体間で再配分する機能が新たに必要となり、制度が複雑化するとともに、コストの増大等による実効性の低下を招くため、地方公共団体に移管することは適当ではない（特に、患者がいない自治体において、徴収事務のみを求めることも難しい）。</p> <p>② 民間企業への事務及び事業への移管等</p> <p>補償業務であり、事業自体に収益性はないことや、公正な運用を確保する必要があること、公害健康被害者への補償給付等を適正かつ確実に執行していくために、強制徴収の裏づけによって実効性を担保していることなどから、民間企業が行うことは困難である。</p> <p>なお、事業の一部民間委託については、既に実施しているところでもあり、今後とも、事務事業の効率的な実施の観点から適宜実施することとなる。</p> <p>③ 公益法人への事務及び事業の移管</p> <p>この事業を機構以外の財団等の公益法人に移管した場合、国の関与がさらに間接的になる一般の公益法人に、国税滞納処分の例による滞納処分のような強大な権限を付与することは難しいと考える。また、本事業は長年国の関与のもと、公的機関である機構において、関係者の理解を得ながら実施してきており、事業の実施について、産業界と患者の方々からの信頼関係の面からも、一般の公益法人に移管することは困難である。</p> <p>④ 国への事務及び事業の移管</p> <p>この事業を国に移管するには、資金の管理のために新たに特別会計を設けなければならないことや、事業実施のために新たに組織、人員を配置しなければならないため、困難である。</p> <p>⑤ 他の独立行政法人への事務及び事業の移管</p> <p>類似の事務及び事業を行っている独立行政法人は存在せず、事務及び事業の移管は困難である。</p> <p>⑥ 本法人が廃止された場合の国民生活への影響</p> <p>現在も約4万人もの公健法による認定患者が補償給付によって健康被害の回復及び生活の安定を図っていることから、仮に本業務が廃止された場合、患者の健康や生活に多大な支障を生じさせることとなる。</p>
<p><b>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</b></p>	<p>なし</p>

法人名	独立行政法人環境再生保全機構		府省名	環境省		
事務及び事業名	公害健康被害予防事業					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	<p>当事業は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号。以下「公健法」という。）の昭和 62 年の法改正において、地域指定を解除し、第一種指定地域の認定を終了したことと合わせて、地域の総合的な環境保健に関する施策の推進として創設されたものであり、健康被害に係る被害者等の健康を確保するため、同法第 68 条各号に規定する各種事業を行っている（環境省施策体系（別紙）の「7-1 健康被害の救済及び予防」に該当）。</p>					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度 (要求)
	支出予算額	1,325	1,316	1,263	1,332	1,100
	国からの財政支出額	200	200	200	200	200
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	16 人	16 人	16 人	16 人	-
	非常勤	0 人	1 人	1 人	2 人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>第三期中期目標期間中においては、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえ、継続的に事業実施効果の把握を進め、また、ぜん息等患者のニーズの把握に取り組みながら、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業に重点化を図りつつ、効果的・効率的な事業実施に取り組んでいく。</p>					
上記措置を講ずる理由	<p>当事業は、昭和 62 年の公健法改正において、地域指定を解除し、第一種指定地域の認定を終了したことと合わせて、地域の総合的な環境保健に関する施策の推進として創設されたものである。そのため補償と一体として運営されるべく国の関与のもと、補償を行っていた機構において、基金を設けて事業を行うとされたものであることから、平成 26 年度以降においても、環境再生保全機構において当該業務をこれまでと同様に実施するものである。</p> <p>なお、平成 15 年 8 月 1 日閣議決定の別紙「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しに係る基準」2 に掲げる措置のうち、上記以外の事項については以下のとおりである。</p> <p>① 地方公共団体への事務及び事業の移管</p> <p>本業務を地方公共団体が個別に実施した場合、事業の原資である基金を細分化することによる運営コストの増大等実効性の低下を招くこととなるため、地方公共団体に移管することは適当ではない。</p> <p>② 民間企業への事務及び事業の移管等</p>					

	<p>地域住民に対するサービスは、すべて無償にて提供されており、事業自体に収益性はないことから民間企業で対応すること困難である。</p> <p>なお、事業の一部民間委託については、既に実施しているところでもあり、今後とも、事務事業の効率的な実施の観点から適宜実施することとなる。</p> <p>③ 公益法人への事務及び事業の移管</p> <p>この事業の基金は企業からの拠出等によって造成されており、拠出企業からは、適切な運用および予防事業の公正な実施が強く求められる。また、事業が補償と一体として導入されたことから、事業を実施するうえで地域の患者の方々から基金の適切な運用及び公正な実施を強く求められる。この事業を機構以外の財団等の公益法人に移管することは、企業や患者の方々からの信頼関係の面から、困難であると考ええる。</p> <p>④ 国への事務及び事業の移管</p> <p>この事業を国に移管するには、資金の管理のために新たに特別会計を設けなければならないことや、事業実施のために新たに組織、人員を配置しなければならないため、困難であると考ええる。</p> <p>⑤ 他の独立行政法人への事務及び事業の移管</p> <p>類似の事務及び事業を行っている独立行政法人は存在せず、事務及び事業の移管は困難である。</p> <p>⑥ 本法人が廃止された場合の国民生活への影響</p> <p>本事業は、地域住民を対象に、環境保健サービスを行っており、本サービスを受ける地域住民は多数いることから必要不可欠な業務である。また、本事業は、昭和 62 年の法改正の際、補償業務とともに総合的な環境保健に関する施策の推進として創設されたものであり、補償業務ともども健康被害に係る被害者等の健康確保するために不可欠なものとされており、仮に本業務が廃止された場合、患者の健康や生活に多大な支障を生じさせることとなる。</p>
<p><b>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</b></p>	<p>なし</p>

法人名	独立行政法人環境再生保全機構		府省名	環境省		
事務及び事業名	地球環境基金業務					
<b>事務及び事業の概要</b> (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	本業務は、NGO・NPO活動の支援を通じて、国の環境政策に整合した形で、地球温暖化対策や生物多様性の保全など、国民にとって共通の利益である環境保全活動の推進を図る事業である。具体的には、全国的な規模の環境保全活動や全国的見地からモデル性の高い活動、開発途上地域における活動等への助成事業と、それら環境保全活動の振興に必要な調査研究や情報収集等の事業を行っている（環境省施策体系（別紙）の「9 環境政策の基盤整備」に該当）。					
<b>事務及び事業に係る予算額</b> (単位：百万円)		<b>22年度</b>	<b>23年度</b>	<b>24年度</b>	<b>25年度</b>	<b>26年度(要求)</b>
	<b>支出予算額</b>	842	891	989	977	1,053
	<b>国からの財政支出額</b>	653	643	687	617	843
<b>事務及び事業に係る職員数</b> (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	8人	8人	8人	8人	-
	非常勤	8人	7人	5人	4人	-
<b>事務及び事業の見直しに係る具体的措置</b> (又は見直しの方向性)	<p>民間団体（NGO、NPO）による環境保全活動の持続的な発展に資する視点から、成果・効果の向上に着目した取り組みや、主体間の連携による活動、活動展開に役立つ人材育成も視野に入れた活動への重点化を図る。</p> <p>このうち、国内助成については、地球温暖化防止、3R（リデュース、リユース、リサイクル）、生物多様性の保全及び東日本大震災復興等環境基本計画の重点分野等の国の施策目標や社会情勢等を勘案するほか、海外助成では開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とするなどの重点化を図る。</p> <p>振興事業については、国の政策目標や民間団体等のニーズに沿った調査事業に重点化を図るとともに、助成事業とも連携して、環境問題に取り組む民間団体に対し、人材育成の観点を中心とした、より効果の高い研修などを行う。</p>					
<b>上記措置を講ずる理由</b>	<p>地球環境基金は、NGO等の民間団体が行う自然保護・保全、地球温暖化防止、循環型社会形成など環境保全活動の支援の中核を担っている。環境基本法及び第4次環境基本計画において、本事業のような民間団体における環境保全活動の推進は、国の責務で実施すべきと記載され、その執行を独立行政法人である環境再生保全機構が実施しているところであり、平成26年度以降においても、環境再生保全機構において当該業務を実施するものである。</p> <p>なお、平成15年8月1日閣議決定の別紙「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しに係る基準」2に掲げる措置のうち、上記以外の事項については以下のとおりである。</p> <p>① 地方公共団体への事務及び事業の移管</p>					

本事業については、全国的な規模の環境保全活動や、全国的見地からモデル性の高い活動等を対象としていること、海外における活動も対象としていることから国レベルで助成する必要があり、地方公共団体で対応するのは困難である。

② 民間企業への事務及び事業の移管

民間企業等が行う民間団体に対する助成は、それぞれの設立母体である企業等の狙いに応じて助成分野や対象地域等が限定され、地球環境基金のように国の環境政策に沿った形で環境保全活動を行う民間団体全体を対象とする助成事業は行われていないため、民間企業等において実施することは困難である。

なお、事業の一部民間委託については、既に実施しているところでもあり、今後とも、事務事業の効率的な実施の観点から適宜実施することとなる。

③ 公益法人への事務及び事業の移管

基本法及び第4次環境基本計画においても、本事業のような民間団体における環境保全活動の推進は、国の責務で実施することとしている。

一方、公益法人は、その認定において公益目的事業の割合が50%以上であることが基準となっており、毎年その基準をクリアしていることが必要なため、一定期間を要する環境保全活動への助成を安定的に行うことを確実に担保することは困難である。

さらに、環境再生保全機構は、独立行政法人環境再生保全機構法第18条第2項に基づき、4省（環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）の所管となっており、多様な行政需要との連携・調整を図りながら、本事業を実施している。このため、複数の行政分野にわたるバランスの取れた業務遂行が必要である。一方、同様の対応を公益法人に対して4省が行うことは、権原の問題も含め困難と考えられる。

④ 国への事務及び事業の移管

この事業を国に移管するには、資金の管理のために新たに特別会計を設けなければならないことや、事業実施のために新たに組織、人員を配置しなければならないため、困難である。

⑤ 他の独立行政法人への事務及び事業の移管

類似の事務及び事業を行っている独立行政法人は存在せず、事務及び事業の移管は困難である。

⑥ 本法人が廃止された場合の国民生活への影響

民間団体の行う環境NGO・NPOに対する助成は、それぞれの設立母体である企業等の狙いに応じ助成対象分野や対象地域等が限定され、地球環境基金のように国の環境政策に沿った形で環境保全活動を行う民間団

	<p>体全体を対象とする助成事業は行われていない。</p> <p>本事業は、NGO・NPO活動の支援を通じて、国の環境政策に整合した形で、地球温暖化対策や生物多様性の保全など、国民にとって共通の利益である環境保全活動の推進を図る事業であるほか、他の民間企業等による助成制度に比べ助成件数や助成額が大きく、その事業採択に当たっても、過去の業務実績等を勘案するなどのノウハウが必要となるため、本法人が廃止されると事業の円滑な実施に大きな支障が生じる。</p>
<p><b>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</b></p>	<p>なし</p>

法人名	独立行政法人環境再生保全機構			府省名	環境省	
事務及び事業名	PCB廃棄物処理助成業務					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	本業務は、高い有害性を有し、国民の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれのある PCB 廃棄物の適正処理の推進にあたり、中小企業等が保有する PCB 廃棄物を円滑に処理するため、国、都道府県からの補助金と産業界等民間からの出えん金により基金を造成し、中小企業等に必要な助成を行う業務である（環境省施策体系（別紙）の「4-4 産業廃棄物対策」に該当）。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(要求)
	支出予算額	2,109	3,114	3,126	3,128	3,108
	国からの財政支出額	2,070	1,569	1,559	1,568	1,548
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	3人	3人	3人	3人	-
	非常勤	0人	0人	0人	1人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>助成金交付の透明性・公正性を確保するため審査基準及びこれに基づく事業の採択、並びに助成対象事業の実施状況等をホームページ等で公表した。</p> <p>引き続きホームページ等による情報提供を行い、助成金交付の透明性・公正性の確保に努める。</p>					
上記措置を講ずる理由	<p>PCB 廃棄物処理基金は、高額とならざるを得ない PCB 廃棄物の処理について、その費用負担能力の低い中小企業者等が保管している PCB 廃棄物の処理費の助成等のために国、都道府県からの補助金と産業界等民間からの出えん金により造成を行っているものである。PCB 特別措置法に定める処分期限内に国内の PCB 廃棄物の処理を完遂するため、PCB 廃棄物処理基金に係る事務を確実に遂行するためには、公共性が高く、かつ、極めて安定した法人の運営が求められるため、平成 26 年度以降においても、環境再生保全機構において当該業務をこれまでと同様に実施するものである。</p> <p>なお、平成 15 年 8 月 1 日閣議決定の別紙「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しに係る基準」2 に掲げる措置のうち、上記以外の事項については以下のとおりである。</p> <p>① 地方公共団体への事務及び事業の移管 本業務を地方公共団体が個別に実施した場合、当該基金を細分化することによる運営コストの増大等実効性の低下を招くこととなるため、地方公共団体に移管することは適当ではない。</p> <p>② 民間企業への事務及び事業の移管等 本事業は、国、地方公共団体等からの資金により中小企業等が有する PCB 廃棄物の適正処理等を推進するため</p>					



	<p>に必要な助成を行うものであり、その性格上事業性を有しているとは考えられないため、民間企業において実施することは困難である。</p> <p>③ 公益法人への事務及び事業の移管  環境再生保全機構は、独立行政法人として評価委員会による評価を受けているほか会計監査や情報公開など、公共性、透明性、効率性の高い運営に努めており、本機構と同等以上にこの業務を公正に運営できる者が現時点では見当たらない。</p> <p>④ 国への事務及び事業の移管  この事業を国に移管するには、資金の管理のために新たに特別会計を設けなければならないことや、事業実施のために新たに組織、人員を配置しなければならないため、困難であると考えます。</p> <p>⑤ 他の独立行政法人への事務及び事業の移管  類似の事務及び事業を行っている独立行政法人は存在せず、事務及び事業の移管は困難である。</p> <p>⑥ 本法人が廃止された場合の国民生活への影響  高い有害性を有し、国民の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれのある PCB 廃棄物の適正処理の推進は喫緊の課題であり、中小企業等が円滑に PCB 廃棄物の処理を実施する上で必要不可欠な業務であり、本業務を行う法人の廃止による影響は大きい。</p>
<p><b>行政サービス実施コストに与える影響  (改善に資する事項)</b></p>	<p>なし</p>

法人名	独立行政法人環境再生保全機構		府省名	環境省		
事務及び事業名	最終処分場維持管理積立金管理業務					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という）において、廃棄物最終処分場の設置者に、あらかじめ、当該処分場の維持管理に必要となる費用を積み立てることを義務づけ、これにより、廃棄物最終処分場の埋立終了後における適切な維持管理を確保することとしており、本業務では、それらの費用の積立て及び取り戻し等の管理を行っている（環境省施策体系（別紙）の「4-4 産業廃棄物対策」に該当）。</p>					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(要求)
	支出予算額	140	163	177	179	217
	国からの財政支出額	27	27	23	26	27
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	1人	1人	1人	1人	-
	非常勤	0人	0人	0人	0人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>維持管理積立金の適切な管理を行い、安全性の確保を優先した運用を行った。引き続き維持管理積立金の適切な管理を行いつつ、安全性の確保を優先した運用に努める。</p>					
上記措置を講ずる理由	<p>維持管理積立金は、廃棄物最終処分場の設置者に、あらかじめ、当該処分場の維持管理に必要となる費用を積み立てることを義務づけ、これにより、廃棄物最終処分場の埋立終了後における適切な維持管理を確保することを目的とするものであり、平成26年度以降においても、環境再生保全機構において当該業務をこれまでと同様に実施するものである。</p> <p>なお、平成15年8月1日閣議決定の別紙「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しに係る基準」2に掲げる措置のうち、上記以外の事項については以下のとおりである。</p> <p>① 地方公共団体への事務及び事業の移管 本業務を地方公共団体が個別に実施した場合、当該積立金を細分化することによる運営コストの増大等実効性の低下を招くこととなるため、地方公共団体に移管することは適当ではない。</p> <p>② 民間企業への事務及び事業の移管等 廃棄物最終処分場の維持管理に必要な資金を確保するという本事業の趣旨目的から見て、本事業で廃棄物最</p>					

	<p>終処分場の設置者が積み立てた積立金は、利息を含め全額を処分場の維持管理費用に充てることが適当であり、事業性を有しているとは考えられないため、民間企業において実施することは困難である。</p> <p>③ 公益法人への事務及び事業の移管  廃棄物最終処分場の適切な維持管理を確保するためには、維持管理積立金を継続して公正に管理することが重要であることから、当該管理業務は、永続性及び公共性が確保された組織においてその事務がなされることが不可欠である。環境再生保全機構は、独立行政法人として評価委員会による評価を受けているほか会計監査や情報公開など、公共性、透明性、効率性の高い運営に努めており、本機構と同等以上にこの業務を公正に運営できる者が現時点では見当たらない。</p> <p>④ 国への事務及び事業の移管  この事業を国に移管するには、資金の管理のために新たに特別会計を設けなければならないことや、事業実施のために新たに組織、人員を配置しなければならないため、困難であるとする。</p> <p>⑤ 他の独立行政法人への事務及び事業の移管  類似の事務及び事業を行っている独立行政法人は存在せず、事務及び事業の移管は困難である。</p> <p>⑥ 本法人が廃止された場合の国民生活への影響  最終処分場を安全に管理することは、国民の健康及び生活環境を確保するために重要であり本業務は必要不可欠であり、本業務を行う法人の廃止による影響は大きい。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響  (改善に資する事項)</p>	<p>なし</p>

法人名	独立行政法人環境再生保全機構		府省名	環境省		
事務及び事業名	石綿健康被害救済業務					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	本業務は、石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）に基づき、石綿による健康被害を受けた者等を認定し、救済給付等を行うものである（環境省施策体系（別紙）の「7-3 石綿健康被害救済対策」に該当）。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度 (要求)
	支出予算額	11,574	10,355	10,177	10,355	10,451
	国からの財政支出額	10,316	9,097	8,933	9,097	9,193
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	44 人	44 人	44 人	44 人	-
	非常勤	0 人	2 人	6 人	5 人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>石綿健康被害救済業務については、石綿健康被害者のすき間ない救済を行うべく、指定疾病の追加（平成 22 年 7 月）や特別遺族弔慰金の請求期限の延長（平成 23 年 8 月）など石綿健康被害救済制度の改正があったが、柔軟に対応した。また、これまで行っている広報に加え、これらの制度改正を踏まえた広報も実施した。</p> <p>当面、石綿健康被害者が増加する傾向にあると見込まれることから、基金の適正な管理等を行いつつ、救済制度の周知徹底を図るための広報を実施するとともに、救済制度に関する相談等についてもフリーダイヤル等を通じて適切に対応するなど、引き続き適正な認定・支給を行う。</p>					
上記措置を講ずる理由	<p>本業務は、石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者等を認定し、救済給付を行うものであるが、石綿による健康被害は、ばく露から発症までに非常に長期にわたること、石綿は、建築物や自動車など極めて広範な分野で利用されていたことなどから、原因者を特定することが困難であるため、石綿の使用により経済的な利益を受けてきた事業者をはじめ、国、地方自治体による社会全体で費用負担をすることとしており、基金が設置されている。制度の運営には、産業界から公平に基金に拠出いただき、給付を受ける認定患者の方々に確実に交付することが求められ、国の関与のもと関係者の理解を得ながら実施することが必要であることから、平成 26 年度以降においても、環境再生保全機構において当該業務をこれまでと同様に実施するものである。</p> <p>なお、平成 15 年 8 月 1 日閣議決定の別紙「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しに係る基準」2に掲げる措置のうち、上記以外の事項については以下のとおりである。</p> <p>① 地方公共団体への事務及び事業の移管</p> <p>本法人は、石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者等を認定し、救済給付</p>					

	<p>を行うものであり、高度に専門的な知見に基づき、業務を行っており、また、石綿による健康被害は潜伏期間が長く、その被害者は全国に分布しているが、本業務を自治体が行う場合、業務の実効性の低下や、業務コストの増大を招くこととなる。</p> <p>② 民間企業への事務及び事業の移管等 本制度は救済措置を講じるものであり、事業性があるわけではないこと、認定や救済給付の支給においては、公正性が求められることから、民間企業において実施することは困難である。 なお、事業の一部民間委託については、既に実施しているところでもあり、今後とも、事務事業の効率的な実施の観点から適宜実施することとなる。</p> <p>③ 公益法人への事務及び事業の移管 この事業の基金は企業からの拠出等によって造成されており、拠出企業からは、適切かつ公正な認定及び救済の実施が強く求められる。一方で、認定・救済を実施する上で申請者の方々から適切かつ公正な実施を強く求められる。この事業を機構以外の財団等の公益法人に移管することは、企業や患者の方々との信頼関係の面から、困難であると考ええる。</p> <p>④ 国への事務及び事業の移管 この事業を国に移管するには、基金の管理のために新たに特別会計を設けなければならないことや、事業実施のために新たに組織、人員を配置しなければならないため、困難であると考ええる。</p> <p>⑤ 他の独立行政法人への事務及び事業の移管 類似の事務及び事業を行っている独立行政法人は存在せず、事務及び事業の移管は困難である。</p> <p>⑦ 本法人が廃止された場合の国民生活への影響 本法人は公害健康被害の補償に関する事務を経験しており、石綿健康被害者の迅速な救済を図るために当該救済事務を同法人に行わせることとした経緯がある。石綿健康被害者等に対する救済は今後も必要であり、また、国内における過去の石綿使用量等を勘案すると、当面は、石綿健康被害者が増加する傾向にあると見込まれることから、必要不可欠な業務であり、仮に廃止された場合、健康被害者の救済が滞ることとなる。</p>
<p><b>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</b></p>	<p>なし</p>

法人名	独立行政法人環境再生保全機構			府省名	環境省	
事務及び事業名	債権管理回収業務					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	本業務は、旧環境事業団が実施した公害防止・環境保全事業に係る債権の管理回収を行う業務である。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(要求)
	支出予算額	28,189	22,981	20,590	14,600	9,974
	国からの財政支出額	3,999	3,973	729	781	473
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	23人	22人	21人	19人	-
	非常勤	0人	0人	0人	0人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>第2期中期計画期間中に正常債権以外の債権の残高を300億円以下に圧縮するという目標は、平成24年度末で268億円となり、目標を1年前倒しで達成している状況である。</p> <p>今後の経済状況如何によっては、新たな正常債権以外の債権の発生も予断を許さない状況であることから、第3期中期計画期間においても引き続きサービスの活用を図り個別債権の管理強化を行うとともに、更なる正常債権以外の債権の圧縮に努める。</p>					
上記措置を講ずる理由	<p>債権の管理回収業務は、新規の貸出等の業務は既に廃止されており事業性を有するものではなく、機構自らが適切かつ確実に債権の管理回収を行い、財政融資資金等の借入金の返済責任を果たしていく必要があることから、平成26年度以降においても、環境再生保全機構において当該業務をこれまでと同様に実施するものである。</p> <p>なお、平成15年8月1日閣議決定の別紙「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しに係る基準」2に掲げる措置のうち、上記以外の事項については以下のとおりである。</p> <p>① 地方公共団体への事務及び事業の移管 本事業は、特殊法人(旧環境事業団)が実施した公害防止・環境保全事業に係る債権管理回収業務であり、地方公共団体が行うべき事業ではない。</p> <p>② 民間企業への事務及び事業の移管等 本事業は、特殊法人(旧環境事業団)が実施した公害防止・環境保全事業に係る債権管理回収業務であり、その性格上事業性を有しているとは考えられないため、民間企業において実施することは困難である。</p>					

	<p>なお、事業の一部民間委託については、既に実施しているところでもあり、今後とも、事務事業の効率的な実施の観点から適宜実施することとなる。</p> <p>③ 公益法人への事務及び事業の移管 環境再生保全機構は、独立行政法人として評価委員会による評価を受けているほか会計監査や情報公開など、公共性、透明性、効率性の高い運営に努めており、本機構と同等以上にこの業務を公正に運営できる者が現時点では見当たらない。</p> <p>④ 国への事務及び事業の移管 この事業を国に移管するには、資金の管理のために新たに特別会計を設けなければならないことや、事業実施のために新たに組織、人員を配置しなければならないため、困難であると考えます。</p> <p>⑤ 他の独立行政法人への事務及び事業の移管 類似の事務及び事業を行っている独立行政法人は存在せず、事務及び事業の移管は困難である。</p> <p>⑥ 本法人が廃止された場合の国民生活への影響 本事業は、特殊法人（旧環境事業団）が実施した公害防止・環境保全事業に係る債権管理回収業務であり、適切かつ確実に債権の管理回収を行い、財政融資資金等の借入金の返済責任を果たしていく必要があり、本業務を行う法人の廃止による影響は大きい。</p>
<p><b>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</b></p>	<p>なし</p>

### Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人環境再生保全機構		府省名	環境省	
見直し項目	法人形態の見直し	支部・事業所等の見直し	組織体制の整備		非公務員化
<p style="text-align: center;"><b>組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</b></p>	—	—	<p>環境省においては、平成13年の省庁再編による廃棄物リサイクル業務の追加を始め、直近では、東日本大震災を契機とした放射性物質による環境汚染対策（放射性物質の汚染状況の把握、指定廃棄物の処理、中間貯蔵事業など）の業務が追加されるなど、その所掌する業務は年々拡大を続け、慢性的な業務過多の状況に陥っており、独立行政法人制度の改革に対する基本的な考え方で示された「効率的で質の高い行政の実現」に障害が生じかねない状況となっている。</p> <p>このため、当省では、現在、本省で行っている事務事業について、企画部門と切り離し執行部門として専属して行った方が効率的な業務はないか、又は、企画部門の強化のため、現在、企画部門の業務と併せて行われている執行部門の業務をアウトソーシングできる業務はないか検討を行っているところ。</p> <p>事務事業のアウトソーシングに当たっては、各法令の改正等や制度の見直しや制定等も必要となり一定の期間を要することとなるが、その検討の結果、行政事業型の独立行政法人である環境再生保全機構に実施させることとなれば、第3期中期計画期間中を含め、適宜適切なタイミングで、法人への新たな業務の追加及びそれに必要な組織体制の整備を行う予定でいる。</p>		—
<p style="text-align: center;"><b>上記措置を講ずる理由</b></p>	—	—	—		—



IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人環境再生保全機構		府省名	環境省
見直し項目	業務運営体制の整備	随意契約の見直し	給与水準の適正化	保有資産の見直し
<p>運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</p>		<p>監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会の点検等を受けて随意契約等見直し計画を平成22年4月に策定し、随意契約については、真にやむを得ない場合を除き競争性のある契約に付しました。</p> <p>また、次の中期目標期間においても、契約監視委員会による定期的な点検、見直し等に対応して、随意契約等に係る改善を図っていく。</p>	<p>給与水準の適正化については、給与水準の見直しを行うことを第2期中期計画に位置づけた上で、国家公務員の給与削減率を上回る削減などの法人独自の給与水準低減のための各種取組を実施してきたところであり、引き続き、国家公務員の水準と比して適切な給与水準となるよう必要な措置を講じていく予定。</p>	
<p>上記措置を講ずる理由</p>				

法人名	独立行政法人環境再生保全機構		府省名	環境省
見直し項目	自己収入の増大	官民競争入札等の導入		
<p align="center"><b>運営の効率化及び自律化 の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</b></p>	<p>地球環境基金については、引き続き、募金活動を強化することにより、基金の造成に努めることとする。</p>	<p>汚染負荷量賦課金の徴収業務の一部について、民間競争入札を行い、平成 21 年度から平成 25 年度まで業務委託を実施。平成 25 年度に民間競争入札を実施し、平成 26 年度から平成 30 年度まで引き続き業務委託を実施する。</p>		
<p align="center"><b>上記措置を講ずる理由</b></p>				

# 環境省施策体系(案)

施策体系	各施策に含まれる目標の名称
<p>施策(評価対象単位)</p>	
<p>環境省の使命</p>	
<p>1.地球温暖化対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-1. 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり</li> <li>1-2. 国内における温室効果ガスの排出抑制</li> <li>1-3. 森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保</li> <li>1-4. 市場メカニズムを活用した海外における地球温暖化対策の推進</li> </ul>
<p>2.地球環境の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2-1. オゾン層の保護・回復</li> <li>2-2. 地球環境保全に関する国際連携・協力</li> <li>2-3. 地球環境保全に関する調査研究</li> </ul>
<p>3.大気・水・土壌環境等の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3-1. 大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策を含む)</li> <li>3-2. 大気生活環境の保全</li> <li>3-3. 水環境の保全(海洋環境の保全を含む)</li> <li>3-4. 土壌環境の保全</li> <li>3-5. ダイオキシン類・農薬対策</li> <li>3-6. 東日本大震災への対応(環境モニタリング調査)</li> </ul>
<p>4.廃棄物・リサイクル対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4-1. 国内及び国際的な循環型社会の構築</li> <li>4-2. 各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進</li> <li>4-3. 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)</li> <li>4-4. 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)</li> <li>4-5. 廃棄物の不法投棄の防止等</li> <li>4-6. 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理</li> <li>4-7. 東日本大震災への対応(災害廃棄物の処理)</li> </ul>
<p>5.生物多様性の保全と自然との共生の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5-1. 基盤的施策の実施及び国際的取組</li> <li>5-2. 自然環境の保全・再生</li> <li>5-3. 野生生物の保護管理</li> <li>5-4. 動物の愛護及び管理</li> <li>5-5. 自然とのふれあいの推進</li> <li>5-6. 東日本大震災への対応(自然環境の復旧・復興)</li> </ul>
<p>6.化学物質対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6-1. 環境リスクの評価</li> <li>6-2. 環境リスクの管理</li> <li>6-3. 国際協調による取組</li> <li>6-4. 国内における毒ガス弾等対策</li> </ul>
<p>7.環境保健対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>7-1. 公害健康被害対策(補償・予防)</li> <li>7-2. 水疾病対策</li> <li>7-3. 石棉健康被害救済対策</li> <li>7-4. 環境保健に関する調査研究</li> </ul>
<p>8.環境・経済・社会の統合的向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>8-1. 経済のグリーン化の推進</li> <li>8-2. 環境に配慮した地域づくりの推進</li> <li>8-3. 環境パートナーシップの形成</li> <li>8-4. 環境教育・環境学習の推進</li> </ul>
<p>9.環境政策の基盤整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>9-1. 環境基本計画の効果的実施</li> <li>9-2. 環境アセスメント制度の適切な運用と改善</li> <li>9-3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発</li> <li>9-4. 環境情報の整備と提供・広報の充実</li> </ul>
<p>10.放射性物質による環境の汚染への対処</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10-1. 放射性物質により汚染された廃棄物の処理</li> <li>10-2. 放射性物質汚染対処特措法に基づき除染等の措置等</li> </ul>
<p>10-3. 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策</p>	

(45目標)



V 前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 25 年8月現在)

環境省所管(1法人)			
整理 番号	法人名 (注1)	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置) (注2)
1	環境再生保全機構 (19)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公害健康被害補償業務への民間競争入札の導入による効率化</li> </ul>	① 徴収業務の一部(申告書等の送付・受理・点検、情報提供・相談対応、申告書提出の催告、督励等)について民間委託を実施するとともに、民間競争入札を活用し経費を毎年度 20 年度比で7%以上削減するなどして効率化を図っている。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次期中期目標期間から客観的データに基づく事業評価等による公害健康被害予防事業の内容改善</li> </ul>	① 医学専門家等からなる検討会を設置し、ソフト3事業(健康相談事業・健康診査事業・機能訓練事業)の事業実施効果の測定及び把握のための調査を実施しつつ、調査結果から得られた事業効果の高い事例(実施上のノウハウや工夫など)を地方公共団体へ提供するとともに、各事業参加者や患者団体等の意見や要望を聴取し事業に反映するなどして、事業内容の改善を図っている。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地球環境基金業務の改善(助成対象事業の重点化、採択基準の見直し等)</li> </ul>	① 助成事業について、国内では環境基本計画の重点分野等に、海外ではアジア太平洋地域に重点化するなど、環境政策上ニーズの高い課題に重点化。また、継続年数を3年とするなどの採択基準の見直しを実施するとともに、地球環境基金の助成を受けたことのない団体を対象とした入門(発展)助成を実施するなどして裾野の拡大を図る。 さらに、調査及び研修事業についても、環境保全に関する協

			<p>働活動推進モデル事業を廃止し、環境 NGO 総覧作成調査に重点化するとともに、環境 NGO・NPO のレベルアップ研修などの効果の高い事業に重点化するなどして、事業の重点化を図っている。</p> <p>加えて、研修の企画運営業務について、企画競争から総合落札方式による一般競争入札による切り替えを進めるなどして経費の削減を図っている。</p> <p>なお、業務運営にあたっては、第 2 期中期目標に掲げた募金活動目標を上回る募金を集めるなどの取組を実施するなど業務の改善を図っている。</p>
		● 戸塚宿舎の売却	<p>① 平成 25 年 6 月 26 日付けで、戸塚宿舎の国庫納付に係る認可申請を環境大臣あてに行い、同年 7 月 31 日付けで、国庫納付の認可を受けている。</p>

(注1)「法人名」欄における括弧書きの数字は、見直し実施年度を示す。

(注2)措置状況には、具体的措置内容や措置時期を記載する。未措置の場合には、その理由を記載する。